

「寄居町高齢者保健福祉計画」を策定しました!

町では、平成21年3月に策定した「寄居町高齢者保健福祉計画」に基づき、町民の皆さんや各関係機関のご協力をいただきながら、高齢者に関する各施策を推進してきました。

平成23年度には、高齢者を取り巻く状況の変化などを踏まえた本計画の見直しを行い、今年3月に、平成24年度から平成26年度までを計画期間とする「寄居町高齢者保健福祉計画」を策定しました。

ここでは、計画の概要についてお知らせします。なお、計画全文につきましては、町公式ホームページに掲載しています。

計画の概要

寄居町高齢者保健福祉計画とは

「寄居町高齢者保健福祉計画」は『老人福祉法』に基づき策定される計画です。本計画は、高齢社会へ総合的に対応するためのまちづくりの指針として、また、町民活動と連携する指針として、高齢者に関する「保険・医療」「社会参加」「福祉・生活環境」「介護」「総合推進」の各分野における町民と行政との取り組みを推進するものです。

高齢者人口等の現状と今後の見直し

町の平成23年度高齢者人口は8,809人、高齢化率は24.2%で、年々上昇を続けています。今後も高齢者人口の増加が見込まれ、高齢化率も人口の減少とともにさらに上昇すると予想されます。平成26年度の高齢者人口は9,851人、高齢化率は27.8%と見込んでいます。

計画の目標

今後もますます少子・高齢化が進むことが見込まれる中で、活力ある高齢社会を築くため、第5次寄居町総合振興計画に基づき、本計画の目標を「安らぎとあたたかなふれあいを育むまち」と設定しました。

計画課題・基本方針

計画目標を達成するため、計画課題を「健康の維持・増進」「いきいき社会の形成」「暮らしに安心の確保」「介護予防と重度化の抑制」「生活問題へ総合的に対応」の5つに分類し、計画課題解決のための基本方針を11項目にまとめ、さらにこの方針に基づき47項目の事業を設定しました。これからも計画の実現に向け、これらの事業を推進していきます。

問い合わせ／健康福祉課（☎581・2121内線123、124）へ。

「寄居町障害者計画・第3期障害福祉計画」を策定しました!

町では、平成19年3月に策定した「寄居町障害者計画（寄居町障害福祉計画）」に基づき、町民の皆さんや関係機関のご理解・ご協力をいただきながら、障害者に関する各種施策を推進してきました。

平成20年度には、障害福祉サービスの見込量等を検証し、第2期障害福祉計画を策定しました。

今回、前計画の計画期間が終了することに伴い、平成24年度から平成26年度を計画期間とする新たな「寄居町障害者計画・第3期寄居町障害福祉計画」を策定しました。

ここでは、計画の概要についてお知らせします。なお、計画全文につきましては、町公式ホームページに掲載しています。

計画の概要

「寄居町障害者計画」について

『障害者基本法』に基づいた、障害者のための施策に関する基本計画です。障害者の生活に、総合的に対応するまちづくりの指針であるばかりでなく、町民や事業所等の活動を促進する指針となる計画です。

アンケート調査の結果を踏まえ、①就労支援の充実、②交流機会の充実、③災害時要援護者への支援の3点を重点的な取り組みとして施策展開していきます。

「第3期寄居町障害福祉計画」について

『障害者自立支援法』に基づいた、障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画です。相談支援および就労支援の強化を図り、障害者が安心して自立した生活が送れるようにサービスの提供を行います。本計画の推進について、町民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

問い合わせ／健康福祉課（☎581・2121内線121、122、125）へ。



障害者交流センターがオープンしました!



平成24年4月1日、身体、知的、精神障害者の福祉増進と自立の促進を図ることを目的に「寄居町障害者交流センター」がオープンしました。

この施設は、市街地にある旧熊谷保健所寄居分室として使用されていた建物の一部分を活用し、オストメイト（疾病や事故などにより消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排泄のための開口部を増設した人）および車いす対応トイレの増設や、空調機器等の修繕を行い、障害者の皆さんがさまざまな地域活動に参加するための施設として整備したものです。

また、これに合わせ障害者交流センターでは、これまで地域生活支援センター向陽（西熊谷病院内）で行われていた「精神障害者相談支援事業」の出張窓口を開設しました。こちらもぜひご利用ください。

施設概要

所在地／大字寄居653番地1（敷地面積2,252㎡）

建物／昭和57年建築、鉄筋コンクリート2階建

※障害者交流センターでは、1階の310㎡（1階総床面積の約半分）を利用しています。

駐車スペース／10台分

部屋等／交流室A（36.6㎡）、交流室B（36.6㎡）、交流室C（26.4㎡）、倉庫、湯沸室、トイレ（障害者用含む、オストメイト完備）

交流室Aは、精神障害者相談支援事業の出張相談で使用します。詳細は本誌26頁をご覧ください。

交流室B、Cは、貸出用です。

利用目的／会議、研修、交流会、軽運動（卓球台有り）

利用時間／午前9時～午後5時（12月28日～1月4日を除く）

対象／障害者、障害者の家族や関係者、ボランティア等

費用／無料

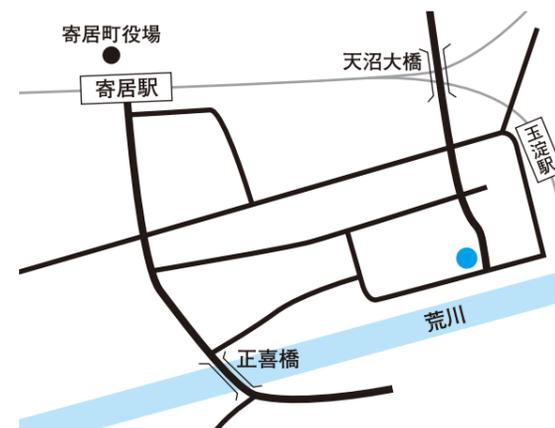
申し込み／利用を希望する方は、利用予定日の3カ月前から3日前までの間に健康福祉課に申請してください。利用日にあわせて鍵の貸し出しを行います。

職員体制／町職員は常駐していません。

問い合わせ／健康福祉課（☎581・2121内線121）へ。



交流室B



交流室C